

# 一般社団法人釧路観光コンベンション協会定款

## 第1章 総 則

### 〔名 称〕

第1条 この法人は、一般社団法人釧路観光コンベンション協会と称する。

### 〔事務所〕

第2条 この法人は、主たる事務所を北海道釧路市に置く。

## 第2章 目的及び事業

### 〔目 的〕

第3条 この法人は、釧路市及びその周辺地域の産業・技術・文化・歴史・自然などの資源を活用し、観光事業の振興並びにコンベンション誘致及び支援により、人的交流の促進を図り、もって地域経済の活性化を促し地域社会の健全なる発展に寄与することを目的とする。

### 〔事 業〕

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う

- (1) 観光の宣伝及び観光客の誘致・受入に関する事業
- (2) コンベンションの誘致及び主催者への支援に関する事業
- (3) 観光に関する事業及び自主イベントの実施に関する事業
- (4) 観光及びコンベンションに関する調査・企画並びに各種情報の収集・提供に関する事業
- (5) 観光及びコンベンションに関する人材の育成及び啓発
- (6) 観光及びコンベンションに関する施設の受託及び管理・運営に関する事業
- (7) 釧路地域の特産品・観光土産品等のPR及び販売
- (8) 旅行業法に基づく旅行業に関する事業
- (9) その他当法人の目的を達成するために必要な事業

## 第3章 会 員

### 〔種 別〕

第5条 この法人の会員は、この法人の目的に賛同して入会した個人又は団体とし、次条の規定によりこの法人の会員になった者をもって会員とする。

- 2 前項の会員をもって、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律上の社員とする。

〔会員資格の取得〕

第6条 この法人の会員になろうとする者は、理事会の定めるところの申込みをし、その承認を受けなければならない。

〔会 費〕

第7条 この法人の事業活動に経常的に生じる費用に充てるため、会員は、会員になったとき、及び毎年、総会において別に定める会費を支払う義務を負う。

2 既納の会費は、いかなる理由があってもこれを返還しない。

〔任意退会〕

第8条 会員は、理事会において別に定める退会届を提出することにより、任意にいつでも退会することができる。

〔除 名〕

第9条 会員が次のいずれかに該当するに至ったときは、総会の決議によって当該会員を除名することができる。

- (1) この定款その他の規則に違反したとき。
- (2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。
- (3) その他除名すべき正当な事由があるとき。

〔会員資格の喪失〕

第10条 前2条の場合のほか、会員は次のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 第7条の支払義務を2年以上履行しなかったとき。
- (2) 総会員が同意したとき。
- (3) 当該会員が死亡し、又は解散したとき。

## 第4章 総 会

〔構 成〕

第11条 総会はすべての会員をもって構成する。

2 前項の総会をもって、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律上の社員総会とする。

〔権 限〕

第12条 総会は、次の事項について決議する。

- (1) 会員の除名
- (2) 理事及び監事の選任又は解任
- (3) 理事及び監事の報酬等の額

- (4) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の承認
- (5) 定款の変更
- (6) 解散及び残余財産の処分
- (7) 前各号に掲げるもののほか、総会で決議するものとして、法令又はこの定款で定められた事項

〔開 催〕

第13条 総会は、定時総会及び臨時総会とする。定時総会は、毎事業年度の終了後2か月以内に開催し、臨時総会は必要に応じて開催する。

〔招 集〕

第14条 総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき会長が招集する。

- 2 総会員の議決権の10分の1以上の議決権を有する会員は、会長に対し、総会の目的である事項及び招集の理由を示して、総会の招集を請求することができる。

〔議 長〕

第15条 総会の議長は、その総会において、出席した会員の中から選出する。

〔議決権〕

第16条 総会における議決権は、会員1名につき1個とする。

〔決 議〕

第17条 総会の決議は、総会員の議決権の過半数を有する会員が出席し、出席した当該会員の議決権の過半数をもって行う。

- 2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、総会員の半数以上であって、総会員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。
  - (1) 会員の除名
  - (2) 監事の解任
  - (3) 定款の変更
  - (4) 解散
  - (5) 前各号に掲げるもののほか、法令で定められた事項
- 3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、各候補者ごとに第1項の決議を行わなくてはならない。理事又は監事の候補者の合計数が第20条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

〔議決権の代理行使〕

第18条 会員は、委任状その他の代理権を証明する書面を会長に提出して、代理人によって議決権を行使することができる。この場合において、第17条の規定については、その会員は出席したものとみなす。

2 前項の代理権の授与は、総会ごとにしなければならない。

〔議事録〕

第19条 総会の議事については、法令の定めるところにより、議事録を作成する。

2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人が署名押印しなければならない。

## 第5章 役員

〔役員の設定〕

第20条 この法人に、次の役員を置く。

- (1) 理事 16名以上20名以内
- (2) 監事 2名以内

2 理事のうち1名を会長とし、3名以内を副会長とし、1名を専務理事とする。

3 前項の会長をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律上の代表理事とし、専務理事をもって同法第91条第1項第2号の業務執行理事とする。

〔役員を選任〕

第21条 理事及び監事は、総会の決議をもって選任する。

2 会長、副会長、専務理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。

3 この法人の理事のうちには、理事のいずれか1人及びその親族その他特殊の関係がある者の合計数が、理事総数（現在数）の3分の1を超えて含まれることになってはならない。

4 この法人の監事には、この法人の理事（親族その他特殊の関係がある者を含む。）及びこの法人の使用人が含まれてはならない。また、各監事は、相互に親族その他特殊の関係があってはならない。

〔理事の職務及び権限〕

第22条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款の定めるところにより、職務を執行する。

2 会長は、法令及びこの定款の定めるところにより、この法人を代表し、その業務

を執行し、専務理事は、理事会の定めるところにより、この法人の業務を分担執行する。

3 副会長は、会長を補佐し、業務の円滑な執行を図る。

4 専務理事は、会長の指揮を受け、この法人の業務を執行する。

5 会長及び専務理事は、4箇月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

#### 〔監事の職務及び権限〕

第23条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

#### 〔役員任期〕

第24条 理事及び監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時総会の終結の時までとする。

2 理事又は監事は、第20条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

#### 〔役員解任〕

第25条 理事及び監事は、総会の決議によって解任することができる。

#### 〔役員報酬等〕

第26条 理事及び監事は、無報酬とする。ただし、常勤の理事及び監事に対しては、総会において定める総額の範囲内で、総会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を報酬等として支給することができる。

2 理事及び監事には、費用を弁償することができる。

3 費用の弁償については、会長が別に定める。

#### 〔顧問及び参与〕

第27条 この法人に任意の機関として顧問及び参与を置くことができる。

2 顧問及び参与は、観光功労者、関係機関及び学識経験者の中から理事会の決議を経て、会長が委嘱する。

3 顧問は、次の職務を行う。

(1) 本法人の運営に関し、会長の諮問に応じ意見を述べることができる。

4 参与は、次の職務を行う。

(1) 本法人の事業に関し、会長の諮問に応じ意見を述べることができる。

5 顧問及び参与は無報酬とする。

## 第6章 理事会

### 〔構成〕

第28条 この法人に理事会を置く。

2 理事会は、全ての理事をもって構成する。

### 〔権限〕

第29条 理事会は、次の職務を行う。

(1) この法人の業務執行の決定

(2) 理事の職務の執行の監督

(3) 会長、副会長及び専務理事の選定及び解職

### 〔招集〕

第30条 理事会は、会長が招集する。

2 会長が欠けたとき、又は会長に事故があるときは、各理事が理事会を招集する。

### 〔議長〕

第31条 理事会の議長は会長がこれに当たる。

2 会長が欠けたとき、又は会長に事故があるときには、理事会で定めた理事が議長となる。

### 〔定足数〕

第32条 理事会は、理事現在数のうち、決議について特別の利害関係を有する理事を除く過半数以上の出席がなければ会議を開くことができない。

### 〔決議〕

第33条 理事会の議事は、この定款に別段の定めがあるもののほか、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。可否同数のときは議長の決するところによる。

2 前項の場合において、議長は、理事として決議に加わることはできない。

〔決議の省略〕

第34条 理事が、理事会の決議の目的である事項について提案した場合において、その提案について、議決に加わることのできる理事の全員が書面により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす。ただし、監事が異議を述べたときは、その限りではない。

〔報告の省略〕

第35条 理事若しくは監事が理事及び監事の全員に対し、理事会に報告すべき事項を通知した場合においては、その事項を理事会に報告することを要しない。

2 前項の規程は、第22条第5項の規程による報告には適用しない。

〔議事録〕

第36条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 出席した会長及び監事は、これに署名押印しなければならない。

## 第7章 資産及び会計

〔事業年度〕

第37条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

〔事業計画及び収支予算〕

第38条 この法人の事業計画及び収支予算については、毎事業年度開始日の前日までに次の書類を会長が作成し、理事会の承認を得なければならない。これを変更する場合も同様とする。

- (1) 事業計画書
- (2) 収支予算書
- (3) 資金調達及び設備投資の見込みを記載した書類

〔事業報告及び収支決算〕

第39条 この法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、会長が次の書類を作成し、第1号から第4号までの書類については監事の監査を受けた上で、理事会の承認を経て、定時総会に提出し、第1号の書類についてはその内容を報告し、その他の書類については承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
- (2) 事業報告の附属明細書
- (3) 貸借対照表

- (4) 損益計算書（正味財産増減計算書）
- (5) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の附属明細書
- (6) 財産目録

2 第1項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に5年間備え置くとともに、定款及び会員名簿を主たる事務所に備え置くものとする。

- (1) 監査報告
- (2) 役員名簿
- (3) 役員の報酬の額又はその基準を記載した書類
- (4) 運営組織及び事業活動の状況の概要及びこれらに関する数値のうち重要なものを記載した書類

〔剰余金の分配の禁止〕

第40条 この法人は、会員その他の者に対し、剰余金の分配をすることができない。

## 第8章 定款の変更及び解散

〔定款の変更〕

第41条 この定款は、総会の決議をもって変更することができる。

〔解 散〕

第42条 この法人は、総会の決議その他法令で定められた事由により解散する。

〔残余財産の帰属〕

第43条 この法人が清算をする場合において有する残余財産は、総会の決議を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

## 第9章 公告の方法

〔公告の方法〕

第44条 この法人の公告は、主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示する方法により行う。

## 第10章 事務局

〔事務局〕

第45条 この法人に事務局を置く。

2 事務局には、事務局長その他の職員を置く。



- 3 事務局長は、理事会の承認を経て、会長が任免する。
- 4 その他の職員は、会長が任免する。
- 5 事務局の組織及び運営に関する重要な事項は、理事会の決議を経て、会長が別に定める

## 第11章 補 則

### 〔委 任〕

第46条 この定款に定めるもののほか、この法人の運営に必要な事項は、会長が理事会の決議を経て別に定める。

### 附 則

- 1 この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第121条第1項において読み替えて準用する同法第106条第1項に定める一般法人の設立の登記の日から施行する。
- 2 この法人の最初の会長は、（中山勝範）とする。
- 3 この法人の最初の専務理事は（平川順二）とする。
- 4 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第121条第1項において読み替えて準用する同法第106条第1項に定める特例民法法人の解散の登記と一般法人の設立の登記を行ったときは、第37条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。